

◎新潟県告示第979号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

令和7年11月11日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指 定 年 月 日
深堀 沙幸(はり・きゅう)	五泉市伊勢の川1－18	令和7年8月1日
渡邊 享介(あん摩マッサ ージ指圧、はり・きゅう)	杜の治療院 西蒲原郡弥彦村麓3093－3	令和7年9月12日